

小野市教育委員会 業務量管理・健康確保措置実施計画

小野市教育委員会

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境を整備し、質の高い教育の実現や、複雑化・困難化する教育課題に対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条」に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、県の「業務量の適切な管理に関する規則および方針」、「学校業務改善に関するガイドライン」、令和6年度の中教審答申や国の通知を受け、業務の削減・効率化に取り組んできた。また、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県とともに「共同メッセージ」を発出し、取組を推進してきた。

具体的には、学校行事の見直し（入学式・卒業式での告示の廃止や運動会・体育祭の午前開催）をはじめ、会議時間の短縮や教育課程の見直し、学校における留守番電話の導入や兵庫テレワークシステムの導入、自動採点システムの導入、家庭連絡ツールの導入など、市の状況や各学校・校区の実態に応じた取組を進めている。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

1 箇月時間外在校等時間	教職員数※ ¹	割合※ ²
80 時間超	1 5 人	4 . 6 3 %
45 時間超	1 1 5 人	3 5 . 4 9 %

※1 令和6年度において1月でも月80時間または45時間を超えたことがある教員の実人数

※2 教員324人に占める割合

一人あたり年間平均時間 外在校等時間	教職員数	
	年間 360 時間超 (月平均 30 時間)	年間 720 時間超 (月平均 60 時間)
461.46 時間 (月平均：38 時間 28 分)	2 0 2 人	4 7 人

2 計画期間

令和 8 年度から令和 11 年度（4 年間）とする。

政府の目標『令和 11 年度までに月平均 30 時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行う。

3 目標

（1）時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月 80 時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指しつつ、全ての教職員が月 45 時間以内となること、さらに、政府の目標である、1 箇月時間外在校等時間平均 30 時間程度、1 年間時間外在校等時間 360 時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1 年間における教職員の 1 箇月時間外在校等時間の平均時間：30 時間程度
- ・ 1 年間時間外在校等時間：360 時間以下

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康で、専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間 10 日以上を取得する教職員：100%
【R 6 実績：平均 13.6 日、10 日以上取得 71.5%】
- ・ ストレスチェック（公立学校共済組合心のセルフチェックシステム）における健康リスク値（総合）120 以上の所属数（全国平均が 100）：0 所属
【R 6 実績：0 所属】

4 実施する業務量管理・健康確保措置

（1）業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和 6 年 3 月策定）」の 6 つの取組の方向に基づく取組（全県共通取組）～

① 教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・ 管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・ 定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週 1 日以上実施

- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週 1 日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ 1 日以上設定）する日を週 2 日以上実施
- ※R8 年度…平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度
- ※R9 年度…（2 学期～）平日 2 日は 16:30 頃まで、土日 1 日か 2 日は 3 時間程度

ウ 「業務改善プロジェクトチーム」の設置

- ・市内全校に設置し、業務改善について協議するプロジェクトチーム会議を開催

② 業務の整理とマネジメント

- ア 「学校と教師の業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し
- イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守
 - ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
 - ・1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度

③ ICT 活用による業務の効率化

- ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化
- イ 担当者研修会の実施
 - ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施
- ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICT の積極的な活用
 - ・統一のシステムやアプリの導入
 - ・ICT 機器の更新を含む快適な ICT 環境の整備

④ チーム学校としての業務改善

- ア 「業務改善プロジェクトチーム」の設置による業務改善の推進【再掲】
- イ 外部人材の積極的な活用
 - ・学校業務支援スタッフ、学校部活動支援員、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の外部人材の積極的な活用

⑤ 制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・学校教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥ 執務環境の整備

ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」

- ・学校全体として、パソコン内の共有フォルダの整理や教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
- ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

イ ハラスメントのない職場環境づくり

- ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
- ・管理職・一般職員研修の充実
- ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

① 学校以外が担うべき業務

ア 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整

- ・学校運営協議会等を活用した地域への協力依頼の促進や、地域コーディネーターの配置により、関係者間の連絡調整を実施

イ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等による学校では対応が困難な事案への対応

- ・県や市の法律相談等の活用により、法的根拠に基づく、早期解決を支援
- ・学校教育課等、関係機関との連携による、保護者、住民からの電話相談・面接相談及び早期解決への協力等の支援を実施

② 教師以外が積極的に参加すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・学校等を対象に実施する調査の内容の見直しや、調査数等についても把握・精選を継続実施し、調査数・量を縮減
- ・校務支援システム等の活用を定着させること等により、照会業務の効率化を推進

イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・教育委員会内に相談窓口を設置し、学校からの問い合わせへの対応や支援を実施

ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・既存学校プールの改修については、市財政状況や費用対効果等を総合的に判断し、市営温水プール等の活用も含め検討を行う。
- ・今後の学校プールの運営及び管理については、外部委託等の方法も視野に入れ、教育委員会や学校等、幅広く議論する必要があると認識

エ 部活動

- ・部活動の「ガイドライン」（「いきいき運動部活動」（4訂版）及び「文化部活動の在り方に関する方針」）に基づき、「ノー部活デー」を実施
- ・部活動指導員の配置
- ・小野市中学校部活動地域移行あり方検討委員会等を開催し、計画的な地域展開を検討

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備

- ・採択教科書に準拠した指導計画作成に関して、ＩＣＴ活用やＤＸ推進による業務効率化を推進

イ 学習評価や成績処理

- ・教育情報ネットワーク・校務支援システムのクラウド化を見据えたＩＣＴ環境整備の推進
- ・新学習指導要領に対応したデジタル採点システム及びその後の成績処理から通知表や指導要録入力まで一元化できるシステムを整備

ウ 進路指導の準備

- ・児童生徒が将来の進路を選択できる能力を育成し、希望する進路を実現するための支援を行い、将来の夢を実現する基盤を構築
- ・発達支援室等市長部局や関係機関と連携し、幼児期から大人までの支援体制を整備

エ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる児童生徒に関する教職員の相談、児童生徒理解等に関する教職員研修や助言等、連携した取組の実施
- ・特別支援教育の専門家（学識経験者）による学校訪問等を実施し、指導や支援方法に関する助言だけでなく、保護者対応等に効果的な助言や支援等を実施
- ・関係部局主催の関係会議等（ケース会議等）で支援方針を検討、共有し、家庭も含めた支援を各課と連携した支援体制を構築
- ・児童生徒の発達等に関する専門知識を有する職員が常駐する市長部局の発達支援室が、保護者をはじめ教職員の相談に応じるとともに、学識経験者とともに学校を訪問して、児童生徒の様子を直接見て、適切な助言や支援等を実施
- ・市長部局及び関係機関と定期的に情報共有する場を設け、日本語指導などの支援が必要な外国人児童生徒や家庭への支援に協力を依頼するとともに、市多文化共生サポーターを派遣、通訳システムの充実による支援体制の拡充

～その他の取組～

- ・教職員の勤務時間適正化 先進事例集「GPH200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて促進
- ・学校評価の結果に基づき学校運営の改善措置を講ずる取組が時間外在校等時間の長時間化につながらぬよう、指導・助言を実施
- ・教職員の校務の効率化や児童生徒の学びの充実に向けて、教職員による生成ＡＩ等の活用の促進
- ・児童生徒に関する情報共有や成績処理等の機能だけでなく、勤怠管理やサービス管理機能を兼ね備えた校務支援システムを令和９年度に更新

（２）健康の保持増進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・各学校における衛生委員会の月１回以上の開催
- ・１箇月時間外在校等時間が月１００時間超または２～６月平均８０時間超の職員への医師（産業医等）面談指導の実施
- ・心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- ・心の健康づくり計画（県）に基づき、各学校における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

＜心の健康づくり計画における長期目標＞

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

（３）取組の実効性を高めるための推進体制の整備

- ・「夢と希望の教育推進委員会」において、働き方の改革及び働きがいのある職場づくりについて検討し、現状把握及び有効な支援策について検討する。必要に応じて市長部局等々も連携し、取組みを推進する。

５ 今後のフォローアップ

- ・「夢と希望の教育推進委員会」及び定例教育委員会等において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告する。
- ・共同メッセージ等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知する。
- ・時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施
- ・様々な機会を捉えた各学校へ本計画の周知
- ・管理職向けのマネジメント等に関する研修の充実